

事 務 連 絡

平成21年3月30日

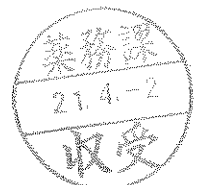
各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局

監視指導・麻薬対策課

「放射性医薬品の輸送物の表示に係る実施要領」の送付について

日本放射性医薬品協会が放射性医薬品の安全対策の一環として、標記実施要領を別紙のとおり作成したので、参考まで送付します。



2009年2月9日

日本放射性医薬品協会

加盟各社 殿

日本放射性医薬品協会 流通委員会

委員長 森川康昌

放射性医薬品の輸送物の表示に係る実施要領

日本放射性医薬品協会加盟各社におかれましては、日頃より放射性医薬品の安全管理に努められておられることと存じます。

当協会におきましては、安全対策の推進の一環として、万一、一般の方が放射性医薬品の輸送物を発見された場合等の安全を確保するため、下記の措置を講じることといたします。

加盟各社におかれましては、かかる状況をご理解賜り、ご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- ① 放射性医薬品が入っていることがわかるように、輸送物表面へ「放射性医薬品」もしくは「放射性」という表示をする。
表示に際しては、印刷もしくはシール貼りにて対応する。
- ② 一般の方が発見された場合等の安全を確保するため、輸送物の表面に以下のような注意書きを読みやすいように表示する。

発見した場合は、開封せずに下記へご連絡ください。

連絡先： 株□□□□□□□□ 電話番号： △△-△△△△-△△△△

表示に際しては、印刷もしくはシール貼りにて対応する。

- ③ 輸送物が開いた状態で発見されることを考慮して、開いた状態で見える位置に以下のような注意書きを読みやすいように表示する。

発見した場合は、手を触れずに下記へご連絡ください。

連絡先： 株□□□□□□□□ 電話番号： △△-△△△△-△△△△

表示に際しては、内蓋(フラップ)等への印刷もしくはシール貼りにて対応する。

以上